

令和元年6月20日

大阪府教育委員会会議会議録

大阪府教育委員会会議会議録

1 会議開催の日時

令和元年6月20日(木) 午前10時00分 開会
午前10時43分 閉会

2 会議の場所

別館6階 委員会議室

3 会議に出席した者

教 育 長	酒 井 隆 行
委 員	竹 若 洋 三
委 員	井 上 貴 弘
委 員	良 原 惠 子
教 育 監	向 畦 地 昭 雄
教 育 次 長	水 守 勝 裕
教育センター所長	山 上 浩 一
教育総務企画課長	仲 谷 元 伸
教育振興室長	村 田 純 子
高等学校課長	大 久 保 宣 明
高校再編整備課長	大 武 基
市町村教育室長	坂 本 俊 哉
小中学校課長	梶 田 千 佳
教 職 員 室 長	田 村 真 二

4 会議に付した案件等

- ◎ 議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について
- ◎ 議題2 統合整備により令和2年度に新たに開校する予定の高等学校の校名(仮称)について
- ◎ 報告事項1 「令和2年度使用 教科用図書選定資料 小学校用」について

5 議事等の要旨

(1) 黙祷

大阪府北部を震源とする地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、全員で黙祷した。

(2) 会議録署名委員の指定

良原委員を指定した。

(3) 4月26日及び5月17日の会議録について

全員異議なく承認した。

(4) 議題の審議等

◎ 議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

知事からの意見聴取に対する回答について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき、教育長が代決により異議がない旨を回答した。この代決を同規則第7条第2項に基づき承認する件である。

○条例案

1 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

2 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

○事件議決案

1 損害賠償請求事件の控訴の件

【質疑応答】

なし

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり承認した。

（賛成者 酒井教育長、竹若委員、井上委員、良原委員）

◎ 議題2 統合整備により令和2年度に新たに開校する予定の高等学校の校名（仮称）について

【議題の趣旨説明（高校再編整備課長）】

統合整備により令和2年度に新たに開校する予定の高等学校の校名を「大阪わかば高等学校」（仮称）に決定する件である。なお、今後はこの校名（仮称）を使用して広報等を行うとともに、9月議会に議案として提出する予定である。

【質疑応答】

なし

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり承認した。

（賛成者 酒井教育長、竹若委員、井上委員、良原委員）

◎ 報告事項1 「令和2年度使用 教科用図書選定資料 小学校用」について

【報告の趣旨説明（小中学校課長）】

「令和2年度使用 教科用図書選定資料 小学校用」の作成経過及び内容について、教育長専決したものを報告する件である。

【質疑応答】

なし

◎ 追加報告 府立学校の臨時休業等について

（酒井教育長） 予定していた議題は以上であるが、事務局から報告があるようなので説明されたい。

（教育総務企画課長） 6月16日に発生した、吹田市千里山交番での警察官に対する強盗殺人未遂事件に関し、府立学校における対応についてご報告する。資料はないため、口頭での説明とさせていただく。当該事件の発生を受け、16日午前10時前に、知事から教育長に対して、16日の府立学校の部活動・行事の中止について検討するよう連絡があり、教育委員会として、午前10時54分に府立学校校長・准校長に対して、

「淀川以北のいわゆる北摂地域及び大阪市の一部に所在する府立学校は、部活動を含めて学校での活動を中止し、安全確保のうえ速やかに下校させること」

「その他の府立学校においては、活動中の安全に万全を期し、下校時の安全にも十分留意すること」

この2点を、メールや電話で指示し、徹底を図った。翌17日の休校等の取扱いについては、知事をトップとする府の対策会議を踏まえ、教育委員会として、「北摂地域及び大阪市の一部に所在する府立高校については、犯人逮捕が午前6時時点で確認されない場合は自宅待機、午前10時時点で確認されない場合は臨時休校」とすることとし、

「当該地域に所在、若しくは当該地域を通学区域に含む支援学校については、犯人逮捕が午前6時時点で確認されない場合は臨時休校とすること」と決定し、府立学校の校長・准校長あてにメールで指示した。なお、17日の午前6時34分に犯人逮捕となったことにより、支援学校については、18校が臨時休校となったが、府立高校については、32校で授業時間の繰り下げ等を行い、授業を実施した。

（酒井教育長） ご意見等はいかがか。

（井上委員） 直接は関係しないが、先日、川崎市の私立カリタス小学校のバス通学途中に襲われた事件があった。私の次男の幼稚園の同級生がカリタス小学校に通っており、本当に他人事とは思えない。現在、小中高校で開かれた学校として、色々な人に活動に参加してもらおうという取り組みがなされている一方で、

学校に入ってくる人をどのようにチェックしているのか。また、二点目として、万が一、何か起こったときのために不審者対策として、例えば刺又等の防具は備えているのか。三点目としてバス通学の際に襲われるという事件だったが、支援学校ではバス通学があると思うが突然襲われると難しいと思うが、どのような対応をしているのか。先日の事件を受けて、例えばバス運転手に注意喚起等はあったのかについても教えていただきたい。

(酒井教育長) まず、小中学校課より説明されたい。

(小中学校課長) まず、外から学校に入ってくる人については、以前、寝屋川市の事件があったことを踏まえ、入り口の扉を全て閉じた上で、人を置くかまたはインターホンで対応をしている。保護者については名札を必ず付けてもらっている。突然、来る人にも必ず校門で何らかのチェックを行うというのはどの市町村でも行っているところ。もし、それをすり抜けてきた場合には、各学校で訓練を行っており、委員のおっしゃる刺又がおいてあり、どう対応したらいいのかという訓練を年一回行っているという状況と聞いている。

(酒井教育長) 高校についてはいかがか。

(高等学校課長) 高校についても、多くの学校で校門にカメラ付を含めインターホンを設置している。ウェブカメラを設置して校門の状況を映している学校もある。不審者が入ってきたときの対応については、学校によるが、刺又のようなものを用意しているところもあったり、また、多くの学校では事務室、職員室、校長室等に緊急時連絡先一覧を貼って、突発的な事案が起こった時に対応できるようにしている。

(酒井教育長) 支援学校はいかがか。

(小中学校課長) 担当課ではないが、事件を受けて国からの通知が出されており、それを受けて保健体育課からの通知が再度出されたところ。バス通学や小中学校においては集団下校などもあるので、子供たちの安全確保のため地域間の連携を含め見回り活動の強化等の通知を再度出しているところである。

(竹若委員) 今、榊田(小中学校)課長が説明したとおりだが、補足させていただく。私の教育長時代、平成17年2月、寝屋川市の寝屋川中央小学校で殺傷事件が発生した。大阪府は、大阪教育大学附属池田小学校事件を受け、危機管理を大きく謳い取り組んでいたのだが、国立の学校と公立小中学校ということもあり、取り組みを進めていたものの、自治体によっても取り組みに差があった。寝屋川中央小学校の事件では、卒業生が学校を訪ねて来て、案内した先生を後ろから刺すというもので、それを受けて、大阪府においては、課長が申し上げたように、一斉に防犯カメラを設置し、校門を施錠し、警備員のような人材の配置等を市町村で行った。一方、開かれた学校と言いつつ校門を閉ざしてしまっているとの批判も地域から受けたことも事実であるが、そこは子供の安全を

守るため地域にご協力いただき、インターホンを通して施錠を解除して入ってもらうこととした。また、入った際は訪問プレートの装着を義務づけている。ただ、月日が経つと危機意識が薄れてくることもあると思うので、折を見て危機感が薄れないよう、指導をしていく必要はあると思う。

(井上委員) 訓練は先生のみか、それとも生徒も参加するのか。不審者が入った訓練か、それとも先生だけが対応する訓練か。

(小中学校課長) 各校により違うので、(当課で) すべては把握していないのが、先生方がまず子供を守るということ。いまおっしゃったように、子供たちが自分を守るのも防災の観点からも必要と思うので、自ら逃げるといっても池田小のときにも言われていることであるので、それをやっているところもあるかと思う。

(向畦地教育監) 教育委員会として、保健体育課所管で防犯について対応できるよう研修会を開催している。警察との連携をしながら、そうした研修会で学校の体制づくりをするよう指導している。

(井上委員) インターホンがあるとのことだが、インターホンを押して、保護者名を言って、名札を確認などをカメラで行っているか。それとも「何年何組の井上です」と名乗れば入れるのか。

(竹若委員) どこまでできているかというのはあるが、一応、インターホンを通して、訪問目的・氏名を確認して施錠を解除している。保護者かどうか不明なときは校門まで出向いて確認を行っているというのものもある。

(井上委員) この点は、すごく大事なところだと思う。インターホンだけだと細かいことだが、嘘の名前を言えばすり抜けることもできる。この前も、あのようなことが起こってはいけませんが、お茶の水女子大附属中学校で、工事業者を装って悠仁さまの教室に入ったという事件があった。一番いいのはカメラで確認ということだが、カメラがなくても徹底することが必要かと思う。訓練については、学校で先生についてはしっかりやっているとのことだが、不審者が入ってくるという前提で生徒に伝えるのは良くないのかもしれないが、防災訓練と同様に防犯という点で、こうやって逃げるというような訓練を考えていただきたいと思う。府立学校では緊急連絡先を作成しているとのことだが、高校生だと逃げる、または先生と協力して対応できるということはできると思うが、各階の防犯具等の設置場所を明示して、みんなに注意喚起することはこの時代大事なと感じた。警察官ですら襲われるのだから、学校への襲撃に対しては頭に入れておかなければならない。過剰なくらいに用心をすべきと思うので、お考えいただきたいと思う。

(酒井教育長) ご指摘を踏まえて現状を検証して、対応を考えてまいる。

(竹若委員) 別件なのだが、市町村教委、府立学校長あてに体育大会のマスゲームの組み立て体操の禁止について通達をされたが、スムーズに流れることを願っているが、通達の後、何か反応などはあったか。

(教育振興室長) 通知を出す前に、アンケート、実態調査を実施し、その内容と、まだ大きい(ピラミッド)をやっている学校の校長等には調整して通達を出しているの、学校から「どうしてなんだ」、というような反応等はない。

(教育総務企画課長) 補足だが、府立学校については、大塚高校等の体育科をのぞき、すべて3段以下で、地面に足がつかない者の上に乗るのは禁止とした。いままでやっていたところも、全てお話をしたうえで禁止したので特に問題はない。市町村については市町村教委、あるいは学校判断になるため、府教委としてこういうことを徹底したという通知をさせていただいた。

(井上委員) ピラミッドは何段くらいにしなさいと通達を出しているのか。

(酒井教育長) その点について説明されたい。

(教育総務企画課長) ピラミッドについては今まで7段から8段をやっていた高校、小中学校があったのだが、いわゆる、下の子の足が地面についていない形のピラミッドについては不安定で危ないので、地面に足か手がついている、この上に乗るところまでは可。それ以上に、ついていない人の上に乗るのは禁止ということになっていて、具体的には、四つんばいになったところに、その上に背中に手を置いて足が地面につく2段目、その上に乗ることは、足が地面についている児童生徒の上に乗るので、そういう形であれば合計で3段目まで認めるということになっている。2段目が地面に手足がついていないのに、その児童生徒の上に乗るものは禁止としている。

(井上委員) その3段より高い5段、7段をやっている小学校はあるか。

(教育総務企画課長) 市町村の判断によってやっているところはまだあるかと思う。東大阪市でもその議論があり、東大阪市の方は7段から段数を下げたところがあるが、報告を聞く限りでは、6段というのがあり、それは、我々の通知内容を満たしていないと思う。ただ、今回春の運動会シーズンの前ではなく、直前又は最中に指示を出した部分もあり、話題になったというか、議論があつてそういう方針になったという部分もあるので、市町村においてはすぐに対応が難しいということもあったかと思う。今後、秋の運動会シーズンに向け注視をしていきたい。

(竹若委員) 本来、マスゲームそのものは、この前、田中(保健体育)課長がテレビで、教育的意義があるのはわかりながら、危険度も増すという意味では検討せざるを得ないとおっしゃっていたのは、的を射たコメントと思う。大阪府教育委員会にしても、市町村教育委員会にしても、マスゲームのあるべき姿というものが薄れてきているのではないか。高く積みばいい、豪華になればいいということ

になってきているのではないか。私も、現場にいるときは、マ스ゲームを推進していた人間だが、基本に戻ってきちっとしたものが何なのか改めて準備していかなければならないかと思っている。お互いに検討していければいいと思っているのでよろしくお願ひしたい。

(井上委員) 何段にするのか決めるのは校長先生というか現場の先生が決めるのか。

(小中学校課長) 一般的に、小中学校では、子どもたちがこれまで、どのような体育の指導を受けているかという点もあると思う。竹若委員をおっしゃったように、何を目的とするのか。足がついていないといっても、足をつけている子の上に乗っても危ないこともあるので状態によって違う。

一番避けたいのは子供たちが危険な無理をすること、それを避けるのにどうすればいいのか。7段というのは驚いたのだが、やり方によっては、3段を縦に積むよりも、底辺を広げて安定させるといふ技もある。ただ、それでも崩れると下の子がすごく危ないというのを教員がどれだけ知って指導計画を立ててやっていくかというのが大事である。

この後、通知とは別に、担当課が市町村からいろんな声を聴いているようで、目的は何とするのか、安全とは何かについては通達を参考にさせていただきたいということをお答えているようだ。通達は、上に乗るのは避けましようとお書いているだけだが、下に足がついている生徒の上に乗っても危険な技はある。そのことをどれだけ安全配慮して指導することができるのか、また体育の目的としてどうなのかを各学校において、校長を中心に先生が考える必要がある。ご質問の最初に戻るが、最終的に教育内容であるので学校長が判断するが、そこの趣旨を校長先生に理解していただけるよう、小中学校課としても相談していただければアドバイスする。

(井上委員) 私は、教育的意義と安全のバランスより、安全が第一でその範囲内で教育的意義を最大限達成するという立場にたたないとはいけないと思う。保護者側の視点としては先生が決められたことに対し、「危険過ぎる」と意見しにくい。先生が安全を第一に考えたうえで、安全を確保した範囲内で教育的意義を最大限達成するというように進めてほしい。バランスで考えると、どうしても判断を誤る可能性があると思うのでよろしくお願ひしたい。

(酒井教育長) それは私も同じ考えで、まず安全を最優先すべき問題と思っている。ただ、そうした中で、市町村の現場に府教委が一律に口を出すというのは違うので、府教委としては府立学校ではこうしているということをお参考にしてほしい、その考え方は安全第一であると明記している。そのうえで、小中学校課長からあったように、各市町村において考えていただきたいという投げかけをしているもの。秋に向けて注視していきたいと思っている。